

新国立競技場の整備に関する
国・東京都の財源検討ワーキング・チーム（第2回）
議事録

日 時：平成27年10月9日（金）17:20～18:10

場 所：都道府県会館

出席者：古谷内閣官房副長官補、中川内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室総括審議官、内藤総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当）、美並財務省主計局次長、高橋文部科学省スポーツ庁次長、安藤副知事、潮田政策企画局次長、小山オリンピック・パラリンピック準備局理事（大会準備調整担当）、山田財務局主計部担当部長

【中川審議官】

皆様お揃いですので、第2回目の財源検討ワーキング・チームを始めさせていただきます。

まず最初に、私の方から今後の日程、スケジュールについて更新いたしましたので、御説明させていただきます。

本日第2回目ですけれども、東京都から財源に関して留意すべき点ということで、東京都しての考え方をお聞かせいただけるということで、お願いします。

3回目ですけれども、来週金曜日の16時から17時ということで、お願いします。

それで、極力、早急にコンセンサスにつなげていきたいということで、1回目、2回目の国・東京都からの考え方を提出いたしましたので、次回は財源スキームについて、数字ということではなくて、基本的な考え方について整理するディスカッションができればと考えているところですが、どういうふうに進めるかは、また御相談させていただければと考えております。

そして4回目につきましては、できましたら次の翌週に少し具体的なイメージを持てるように具体的な財源案の議論の方に入っていけないかと、その後は必要に応じてこのワーキング・チームを開催して調整を進めまして、できましたら今月末を目途に一定の取りまとめを少なくとも事務的なこのワーキング・チームではできたらなと思っております。

むろん、最終的には都知事と遠藤大臣で話をさせていただきトップレベルでコンセンサスを共有すると、さらに、その後対外的にどのように打ち出していくかという御相談も必要になってくると思います。

国側では関係閣僚会議においてこの合意を点検し、決定していくというプロセスもございます。

というプロセスで進めさせていただくということで、御了承いただいでよろしいでしょ

うか、ありがとうございます。

それでは、東京都に準備いただきました資料に基づいて御説明いただきたいと思います。

【潮田次長】

お手元に資料を用意いたしました。

まず基本認識のところ、前回もお話をさせていただいておりますが、新国立競技場はあくまでも国立の施設ですので国が責任をもって対応することが基本であるということはいくまでもないことですが、東京都としても2020年の東京大会をしっかりと成功させていきたいということで、メインスタジアムである新国立競技場が支障なく整備されるよう協力してまいりたいということでございます。

財政負担の前提条件として4点ほど示させていただいております。

東京都が財政負担するには、1つは都民に説明できる内容であることが必要であることと、都民の納得が得られる負担であることが大前提だと思っております。

我々としては、スポーツの振興や地域の防災機能の向上といった、前回のワーキング・チームでお示しいただいたものを踏まえながら、都民に便益があるかということ、定量的に積み上げを行っていく必要があると考えております。

また、法整備のところでも申しますと、仮に東京都が負担をするならば、地方財政法の12条の規定に抵触しないような対応がない限り都の財政支出は困難だと考えております。

また、負担の議論をするには、東京都の負担だけを議論するのではなく、全体の財源構成も併せて都民にお示しすることが必要と考えております。

その上で、先ほども申し上げたように、都民の理解を得られるにはわかりやすい議論であることが必要で、都民・国民に広く認知されている経費を基本とすべきではないかと考えております。

具体的には、第4回の関係閣僚会議において触れていただきました整備費用の1,550億円程度が、あるいは関連経費として40億円をお示しいただいていたそれらを含めた1,590億円程度が基本になるのではないかと考えております。特に世の中の的には1,550億円が一般的に示されているものと理解しております。

整備費と財源につきましては、この間、国民的な議論がされたものですから、今後ワーキング・チームの議論も注目されると考えております。

次のページの丸の第1回目のワーキング・チームで提示を受けましたその他の項目について、都民に直接便益が生じないようなところも入ってくると、理解を得ることがより一層難しくなってくると懸念しております。

東京体育館のデッキの接続改修等については、基本的にはこの負担の考え方を否定するものではないということでございます。

また、法的課題の解決については、国直轄事業負担金の仕組みを参考にするという御提案は、一つの方策だと我々も理解できないものではありませんが、やはり、国立競技場は

既にあそこにあって、それを建替えるというのが一般的な理解であることを踏まえ、用地費ですとかいろいろな議論が細かく詰めていくとあるわけですが、あくまでも公の場で示された新たな整備工事費のみを基本にするのが、建替えの内容に近いのではないかと理解しております。

国直轄負担金制度を援用するという考え方ですが、援用されるべき事項は、本来国において負担されるべき財源を自治体とどう分担するかという「負担率」と「財源の考え方の枠組み」に留めて整理していただくことが非常にわかりやすいのではないかと考えます。

そういったことからしますと、負担金制度を全てに敷衍し、施設整備費以外の項目までも負担対象に入れるのは、かなり議論として難しいと考えております。

なお、負担率の枠組みについて、新国立競技場は、通常のスポーツ施設と比べて世界的な国際規模の大会があるわけでごさいます、そういった意味で言いますと、一般的な地方負担率からさらに国全体としての効用が大きいものではないかということで、例えば高速道路のような新直轄の負担も検討の一つとして考えてもいいのではないかと思います。

財源について、前提条件でも記載しましたが、全体の財源構成を明らかにしていただきたいことと、財源負担の決定後において、何らかの要因で整備費の増減が生じた場合などどうしていくかについてもお示しをいただきたい。

toto財源については、既に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定の中で、売上金額の5%以内を国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務に充当するとされておりますので、そこについては、その全額を整備費に充て、残額を負担基本額としまして国と東京都の分担とするべきと考えております。

なお、都用地につきまして、一般的な土地の在りようの枠組みの中で整理すべき話であり、ワーキング・チームの議論の対象外とさせていただきたいと思っております。

【中川審議官】

ありがとうございます。

基本認識として開催都市として全面的に協力する必要があるという御認識ですとか、前回の方から提示させていただいておりました国直轄事業負担金の仕組みも参考にすることも方策の一つとして考えていただいているということで御理解を示していただいたことについては、大変ありがたい御認識だと思っております。

もちろん個々の点につきましては議論を積み重ねていかなければと思っておりますが、主計局の美並次長から少しコメントがあるようですのでお願いします。

【美並次長】

申し上げたい点が4点ばかりございます。

1点目は、議論していかないといけないと考えておりますが、協議対象の話でございますが、今回の見直しにあたって、整備計画の別紙2が公表されている資料になりますが、新

国立競技場の整備コストとしてももちろん1,550億円程度というのがあって、関連経費40億円程度というのがあって、その下にちゃんと参考で解体工事費、日本青年館・JSC本部移転経費、埋蔵文化財調査費がきちっとその当時からこういう費用がかかると公表しているわけなので、その内でどれを東京都との協議対象にするのかという問題なのかなと思います。

国直轄負担金の考え方の援用であればその通りにしなくてもいいのではないかという主張もわかる部分もあるんですが、整備ということを見ると解体費用、用地補償費用も国立競技場の整備にかかる費用ということで入れていただいてもいいのではないかと思います。

用地補償費について、この前は道路を主に説明しましたので、道路は用地費の割合が高いから入れるのだろうという御指摘もありましたが、道路のみならず用地費のウエートの低い、例えば、港湾とか治水とかも全て用地補償費も基本負担額に含めて2：1で配分しておりまして、港湾は用地補償費が4%程度ですが基本負担額に入れておりますし、日本青年館の移転補償費は7%程度ありますので、入れていただいてもいいのではないかと。

それから、2点目は、新国立競技場はむしろ新直轄事業にあたるのではないかという話がありましたが、これも考え方の問題かと思いますが、高速道路は広域性ということに着目して2：1じゃなくて3：1となっていると考えられます。

新国立競技場は国際的な競技大会が開催されるわけですが、いろんな地域にわたる広域性というものは、東京都が受ける便益、都民が受ける効用が大きいのではと私は考えますので、新直轄とは違うのかなと、旧国立競技場におけるイベントの開催実績を見ますと、東京都内の自治体の学校の競技が多いし、東京都以外ではほとんど使われていないので、新直轄事業と一緒にするにはやや無理があるのではないかと思います。

3点目は、totoの話ですが、確かに直轄事業において、ダムの建設事業で言う利水者負担金ですとか、道路整備の電力会社負担金は事業額全体から控除して、残額を基本負担額として国と自治体で分割するという手法がとられていると思います。

ただ、これらは、どちらかというと応益負担という考え方に基づくものでございまして、totoは購入者が便益を受けるわけではなくて、むしろ財源調達手段の一環という考え方ののではないかと思います。

4点目について、決定後において増減が生じた場合の考え方です。今後、建築資材とか労務費の高騰があれば追加費用は当然に発生することと考えております。基本的には今後詰めていくわけでありまして、財源負担の基本的な考え方や全体の財源構成が決まってくる中で、それに準拠した分担方法になる方がいいのかなと考えております。

一方で、前回説明した、建設工事と分離して別途導入される設備・機器については、建設費や労務費の高騰と同様に扱うことは東京都ではできないと思いますので、こういうものであれば都民に裨益するというものがあれば、そういうものを特定する中で対象経費に含めるのかどうかも議論するのではないかと現時点では考えているところでございます。

【潮田次長】

協議対象の話について、制度上の話をすると、美並次長がおっしゃったとおりであると我々も理解しておりますが、今回、新しい施設整備をする際の地方負担の在り方について制度設計するのであれば、従前の直轄事業負担金の考え方になるかと思いますが、今回我々の一番大事なミッションは、都民にわかりやすい説明をして、理解を得るためにどういう整理をしていくかということだと認識しております。そのため、協議対象についていろいろ考え方があると思いますが、我々としては、都民に理解されやすい議論を行うことが一番だと考えております。

【山田部長】

totoの財源につきまして、税金と同じような扱いで無理がないのではないかという話がありましたが、J S Cは国の別人格の独立行政法人で、会計もJ S Cの中で処理されているということを考えると、国の財源と同一に考えてもいいのではないかと、我々としてはなかなか理解が難しいところかなと思います。

【高橋次長】

totoの関係でいきますと、今日は法的な面の話も出ましたし、全体の財源を明らかにするとなりますと、totoの扱いをどうするかということもしっかり考えていかなければならないと認識しております。

これは文科省の方で責任をもって主計局とも相談を始めておりますので、できるだけ早くお示しできるように鋭意努力します。

【中川審議官】

それでは、次回のワーキング・チームについては、来週の金曜日の16時からこちらでということをお願いします。

それまでに、どういうふうな基本的考え方を整理ができるか、あるいは整理のためには具体像がより必要になってくるのかを考えさせていただいて、また連絡を取らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(以上)